

## 高齢者虐待の防止のための指針

### 1 目的

この指針は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、白石町地域包括支援センター（指定介護予防事業所）（以下「センター」という。）における高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

### 2 虐待の防止に関する基本的考え方

この指針において虐待とは次の行為をいい、センター職員（以下「職員」という。）はいかなる虐待もしてはならない。

#### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### （2）介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による（1）、（3）又は（4）に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

#### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### （5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3 虐待防止検討委員会

センターは、虐待防止のために虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事項について検討する。その際、委員会で得た結果については、職員に周知徹底を図るものとする。

#### （1）委員会での検討内容

ア 委員会その他センター内の組織に関すること。

イ 虐待防止のための指針の整備に関すること。

ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

エ 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

オ 職員が虐待等を発見した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

## （２）委員会の委員構成

委員会は、センター職員で構成する。なお、委員会の責任者は管理者が当たるものとする。

## （３）開催頻度

委員会は、１年に１回及び虐待等の発生の都度開催するものとする。

## ４ 虐待防止のための職員研修

職員は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待等の防止を徹底することを目的に年１回以上、県や関係機関等が開催する研修会を受講しなければならない。また、研修の実施内容について記録しなければならない。

管理者は、県や関係機関が開催する「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への参加や高齢者虐待防止に向けた研修動画視聴等、職員が受講できるよう、業務の調整等を行わなければならない。

## ５ 虐待等が発生した場合の対応

虐待等が発生した場合には、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先しなければならない。

## ６ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

### （１）虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者が当たるものとする。

## (2) 虐待対応担当者への報告

虐待等の報告を受けた職員は、速やかに虐待対応担当者へ報告するものとする。

## (3) 事実確認

虐待等について、相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は、事実確認を行うこれら確認の経緯を時系列で整理するものとする。

## (4) 事情聴取

虐待対応担当者は、関係者からの聞き取り、記録等の調査を行うものとする。

## (5) 発生後の町への報告

事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて町へ報告するものとする。

## 7 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行わなければならない。

## 8 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払わなければならない。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏えいや守秘義務法規によって妨げられるものではない。

(3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、秘密漏えいや守秘義務違反に問われるものではない。

## 9 本指針の閲覧

本指針は、関係機関が閲覧できるようホームページに掲載するものとする。

## 10 その他虐待等の防止推進のために必要な事項

4に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等

には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう、研鑽に努めなければならない。また、虐待発見時の対応については、白石町高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応しなければならない。

#### 附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。